

葉山町職員定数条例の一部を改正する条例

葉山町職員定数条例（昭和31年葉山町条例第212号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和5年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

定年が延長されることに伴い、定年が段階的に引き上げられる期間、定年退職者がいない年も含め、職員の採用を行う必要があることから定数の配分を見直すため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町職員定数条例の一部を改正する条例

葉山町職員定数条例（昭和31年葉山町条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「 200人 」 を 「 210人 」 に改め、

「 64人 」 を 「 54人 」 に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町職員定数条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

定年が延長されることに伴い、定年が段階的に引き上げられる期間、定年退職者がいない年も含め、職員の採用を行う必要があることから定数の配分を見直すため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

町長の事務部局の職員の定数を 200 人から 210 人に改めることとした。
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を 64 人から 54 人に改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
○葉山町職員定数条例 昭和31年11月13日条例第212号 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	○葉山町職員定数条例 昭和31年11月13日条例第212号 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;"><u>210人</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">4人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員</td> <td style="text-align: right;"><u>54人</u></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td>消防長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">55人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">329人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	町長の事務部局の職員	<u>210人</u>	議会の事務部局の職員	4人	選挙管理委員会の事務部局の職員	2人	監査委員の事務部局の職員	2人	教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>54人</u>	農業委員会の事務部局の職員	2人	消防長の事務部局の職員	55人	合計	329人	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;"><u>200人</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">4人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員</td> <td style="text-align: right;"><u>64人</u></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td>消防長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">55人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">329人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	町長の事務部局の職員	<u>200人</u>	議会の事務部局の職員	4人	選挙管理委員会の事務部局の職員	2人	監査委員の事務部局の職員	2人	教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>64人</u>	農業委員会の事務部局の職員	2人	消防長の事務部局の職員	55人	合計	329人
区分	定数																																				
町長の事務部局の職員	<u>210人</u>																																				
議会の事務部局の職員	4人																																				
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人																																				
監査委員の事務部局の職員	2人																																				
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>54人</u>																																				
農業委員会の事務部局の職員	2人																																				
消防長の事務部局の職員	55人																																				
合計	329人																																				
区分	定数																																				
町長の事務部局の職員	<u>200人</u>																																				
議会の事務部局の職員	4人																																				
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人																																				
監査委員の事務部局の職員	2人																																				
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>64人</u>																																				
農業委員会の事務部局の職員	2人																																				
消防長の事務部局の職員	55人																																				
合計	329人																																				